

別記様式第1号(第四関係)

ひ た ち お お み や し の う そ ん ち く か っ せ い か け い か く  
常陸大宮市農村地区活性化計画

茨城県常陸大宮市

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	常陸大宮市農村地区活性化計画						
都道府県名	茨城県	市町村名	常陸大宮市	地区名(※1)	常陸大宮市農村地区	計画期間(※2)	平成26年度～平成30年度

## 目 標 : (※3)

常陸大宮市は、平成16年10月16日に那珂郡大宮町、山方町、美和村、緒川村及び東茨城郡御前山村の5町村が合併し、誕生した新しいまちである。そのため、これまでの地域づくりを尊重し継承しながら、新たな地域の良さを発見し、さらに磨きをかけ、常陸大宮市としての魅力や情報を一元的に取り扱い発信する場の創出が急務である。

本市において緑豊かな森や清流の自然環境、田園や農産物、地域の歴史・文化は、本市を象徴する貴重な地域資源であるとともに、訪れる人に癒しと安らぎ、ふれあい・交流をもたらす魅力ある観光資源でもあることから、それらとふれあう機会や情報発信・提供の場となる新たな地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)の整備を通じて、交流人口の増大による知名度の向上や地域間交流の促進、農山漁村地域の活性化を図る。

そのため、地域内で生産された農産物の販路拡大や6次産業化の推進によって新たに開発された加工品の展示販売や地域のPR、地域間交流支援を行うための場として、地域資源活用総合交流施設(都市農山漁村総合交流促進施設)を新たに整備し、地域農産物の需要拡大による農業所得の向上を実現するため、交流人口の増大を目指す。

具体的な数値目標として、計画期間内に常陸大宮市全域への茨城県観光客動態調査による主要観光地への入込客数等を平成25年度末累計(H21-25)の約233万人から平成30年度末累計(H26-30)で、51.8%増加させ353万人を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

常陸大宮市は、茨城県北西部の中山間地域に位置し、約348平方キロメートルという広大な行政面積を有している。市内には、那珂川や久慈川の清流をはじめ、それらに流入する緒川、玉川などが流下し、多彩な水辺環境を形成している。地形的には、山地や丘陵地などの森林とそれらに囲まれた田園環境など、緑豊かな里山地域となっており、こうした里山地域の水や緑に囲まれた暮らし、歴史文化、豊かな農産物や林産物などの恵みは、地域の暮らしや農林業、観光・レクリエーション、工業などの基盤ともなっている。なお土地利用状況は、市域の62.9%は山林からなり、田畑は16.3%、宅地は4.5%と、緑豊かな地域である。

人口は、平成22年の国勢調査人口45,178人で、平成17年の47,808人から比較すると、5年間で2,630人、5.5%減少するなど、依然として人口減少の傾向が続いており、特に中山間部ほど減少の割合が高くなっている。

本市の農業の状況は、販売農家数が平成22年に2,270戸で、平成17年の販売農家数2,875戸と比較すると、5年間で605戸、21.0%減少している。また、農業経営者は、販売農家の72.4%が60歳以上で、高齢化が進んでいる。

耕作放棄地については、平成17年に1,376haが平成22年に2,875haで、1,499haの増加となっている。また、生産販売額は減少傾向にあるが、市域の多くを占める山林ではシイタケ栽培や西ノ内和紙のコウゾ、平野部では、米、野菜、蕎麦などが栽培されており、さらに近年は、いちご栽培農家が増加し、市内のいちご栽培農家などが連携を図り、いちごの観光農園が計画されている。

現在、常陸大宮市内には、久慈川でのアユ釣りや那珂川でのカヌー、さらにはバーベキューやキャンプ、温泉・温浴施設や交流拠点となる観光レクリエーション施設などが広く点在し、森や清流など本市を代表する豊かな自然環境を交流の拡大に積極的に活用している。

## 現状と課題

常陸大宮市の農業・農村を取り巻く環境は厳しく、産地間競争の激化や農業従事者の減少、高齢化、後継者不足に伴う耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

本市では、これまで土地改良事業や各種補助事業を進め、農業生産基盤の充実とともに特色ある農業の振興策の一つである、農業を通じて都市住民とのさまざまな交流を展開するための取り組みを行ってきました。しかしながら、近年、顧客ニーズの多様化・個別化等の変化が早く、市内に点在する施設ごとの対応だけでは難しい状況にある。

このような中で、町村合併に伴い活用できる地域資源は拡大したことから、農産物のブランド化、地産地消の推進、競争力のある特産品づくり等を通じて、交流客の誘致を強化し、農産物の生産振興と販路拡大による農業経営の確立に基づいた地域活性化を図っていくための環境・体制・場づくりが重要な課題となっている。

## 今後の展開方向等(※4)

今後の展開としては、アンテナショップとしての役割も担う製造・販売施設や、常陸大宮ブランドの形成のための地場産品を製造・販売・PRするための加工施設、さらには、関係機関と連携し、新規就農者などの多様な担い手の確保・育成・支援した農業に関する様々な体験ができる機会を提供するための施設等、農業振興を通じた環境・体制・場づくりを推進する。このようなことから、地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)を整備し、内外への情報発信・提供を通じて交流客誘致の強化とともに、地域連携や相互協力の促進、久慈川をはじめとする地域の良好な自然環境保全活動などに取り組んでいくとともに、関連事業についても推進することにより、地域全体の活性化を図っていくこととしている。

なお、活性化計画終了年度の翌年度には、目標の達成状況等を評価するとともに、引き続き交流人口増加を図るための取り組みを推進していく。

## 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
常陸大宮市	常陸大宮市農村地区	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	常陸大宮市	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
常陸大宮市	常陸大宮市農村地区	国立大学法人茨城大学と常陸大宮市との連携協力に関する協定書	常陸大宮市	計画期間:平成20年度から実施
常陸大宮市	常陸大宮市農村地区	常陸大宮市農産物等地域ブランド認定制度・6次産業化推進協議会	常陸大宮市	計画期間:平成24年度から実施
常陸大宮市	常陸大宮市農村地区	常陸大宮市未来を創る農業支援事業(新規作物等導入事業, 新商品開発事業ほか)	常陸大宮市	計画期間:平成25年度から平成27年度
常陸大宮市	常陸大宮市	社会資本整備総合交付金	茨城県	計画期間:平成26年度から平成27年度

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

#### ① 茨城県北ジオパーク推進協議会との連携

茨城県北地域を地球科学的に貴重な歴史的価値ある地域として捉え、自然と人間との関わりを学術的に研究・学習するとともに、国内外にその存在を知らしめるべく、「茨城県北ジオパーク推進協議会」が設置され、県北地域の公共団体(北茨城市, 高萩市, 東海村, ひたちなか市, 大子町, 常陸太田市, 水戸市, 大洗町)等とともに平成22年度より観光などを主とする地域経済や文化の発展を促進するための事業を推進している。

#### 【事業概要】

・ジオパーク資源を活用した教育啓発および観光に関する事業

・地質学的, 生態学的, 考古学的, 歴史的, 文化的調査研究に関する事業 ・自然保護に関する事業 ・上記事業を達成するための地域連携や情報発信に関する事業

#### ② 豊島区・日野市との連携

豊島区とは、平成17年5月12日に非常時における相互応援に関する協定「非常災害時相互応援協定」を締結したことを契機に、友好都市として市内の「おがわふれあいの森」の一部を「豊島区の森」に位置付け、豊島区の森木こり隊による桜の植樹, 林業体験, さらにお米づくり体験隊として農作業体験ツアーなどを実施し、交流人口の拡大に努めている。

また、日野市とは、平成19年度からイベントなどの参加による交流事業を実施している。

**【記入要領】**

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

常陸大宮市農村地区	区域面積 (※2)	34,332ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係:</p> <p>当該区域は常陸大宮市全域とする。当市は、平成16年に那珂郡大宮町、山方町、美和村、緒川村及び東茨城郡御前山村が合併し、これに伴い、過疎地域の町村として指定されていた旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村の区域については、過疎地域自立促進特別措置法第33条第3項の規定により、過疎地域とみなされている。</p> <p>このため、当該地域の農林地の面積は、当該区域の面積34,332haのうち、森林面積は21,579ha、耕地面積は5,590haで、27,169haとなっており、当該区域の総面積の79.1%を占めている。</p> <p>また、平成22年の就業人口は21,367人で、うち第1次産業である農林漁業従事者数は2,399人で全体の11.2%を占めており、農林水産業は、当市の重要な基幹産業である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係:</p> <p>人口は、平成22年の国勢調査人口で45,178人、平成17年の47,808人から比較すると、5年間で2,630人、5.5%減少している。農林漁業従事者数については、平成22年が2,399人で、平成17年の3,499人から比較すると1,100人、31.4%減少している。また、農林漁業従事者の高齢化や後継者不足等の理由から人口減少割合よりも大幅に減少している。</p> <p>このため、本事業を実施することによって、地域資源の活用による地域間交流を促進し、新規就農者の確保や農林漁業者が生産、加工、流通・販売まで全てに取り組むといった新たな産業形態を確立していくことが、本地域の活性化を図るためには有効、かつ適切である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係:</p> <p>当該区域は、総面積34,838haから都市計画法に基づく用途地域(506ha)を除いており、かつ市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ……該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 ……該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		



- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標達成状況の評価は、本計画の目標である「交流人口の増加」状況から評価するものとする。

具体的には、本計画終了年度の翌年度の平成31年度に、当該施設の利用客を交流人口を把握するための指標として、既存の交流施設の入り込み客数及び当該施設の入込み客数(レジ通過者)について、「茨城県観光客動態調査」により計画前後での比較結果(増加率の確認)をもとに評価を行う。

なお、評価内容の妥当性については、第三者の意見を聞いた上で、その結果を公表する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。